

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 8 月まで

昭和 46 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実は確認できなかったとの回答をもらった。

20 歳になった月から 46 年 8 月までの国民年金保険料は、勤務先に集金に来た A 区の職員に納付しており、その際、領収書を確かにもらった。その領収書は無くしてしまったが、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、8 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間 414 か月中、申立期間を除き保険料の未納は無く、かつ、昭和 52 年 3 月から 61 年 3 月までの期間は、国民年金に任意加入し、保険料を納付しているなど、納付意識は高かったものと推認される。

また、申立人は、A 区の職員に保険料を納付したとしているところ、A 区役所は、「当区では、昭和 45 年 4 月から納付書による納付方式を採用していたが、被保険者宅や勤務先を訪問して保険料を集金する職員（専任徴収員）は 54 年 3 月まで存在していた。」としており、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は、同じ事業所に引き続き勤務していることから、保険料を納付する経済的余裕もあり、そのほかに大きな生活上の変化も存しない。

加えて、申立期間のうち昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間は年度

内の一部期間が未納であることから、本来、社会保険事務所は国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）を保管する必要があるところ、社会保険事務所には保管されていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から54年9月まで

昭和36年4月から54年9月までの期間について国民年金の加入及び保険料の納付事実が確認できないとの回答が社会保険事務所からあった。

申立期間のうち昭和36年4月から40年6月ごろまではA市役所に近いB地区のアパートに住んでおり、長女の手を引いて市役所に行き、国民年金保険料を納付した。納付後は年金手帳に黒くて丸い判を横並びに押されたことを記憶しているし、あずき色のような表紙の年金手帳を2冊持っていた。

その後の昭和40年7月から54年9月までの期間も保険料を間違いなく納付していたので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人が昭和36年4月1日から41年7月20日までの期間、国民年金に任意加入していたことが確認できることから、36年4月から41年6月までの期間は、国民年金被保険者として保険料を納付できる期間であり、任意加入直後から納付していないことは不自然である。

また、申立人の上記期間当時の年金手帳や保険料納付方法に関する記憶は具体的で当時の納付手続等と一致しているほか、申立人の夫は「妻の国民年金手帳には、納付したことを示す印が押されていたことを覚えている。手帳は2冊あった。」と証言しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

一方、社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間のうち、昭和41年7月から54年9月までの期間は、未加入期間であることが確認できることから、国民年金保険料納付書は発行されないため国民年金保険料を納付することはできない期間であり、ほかに同期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から41年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 50 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 6 月末に A 市内の会社を辞め、同年 7 月から B 区に転居し、44 年 10 月に C 町（現在は、D 市）の実家に戻って、その後、母親が国民年金の加入手続をし、43 年 7 月にさかのぼって国民年金保険料を納めてくれたのに、加入当初の申立期間①について未納となっている。

また、昭和 46 年 3 月から 50 年 5 月まで A 市で会社に勤め、同年 6 月から国民年金の第 3 号被保険者制度が始まる 61 年 4 月前までの申立期間②について、国民年金に加入し保険料を A 市役所か銀行で納めていたと記憶しているが未納となっている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の母は、家族全員の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の両親及び兄は満 60 歳まで国民年金保険料がすべて納付されており、申立人の母の納付意識は高かったものと考えられる。

また、D 市が保管する国民年金被保険者名簿によると昭和 45 年 10 月 29 日に、43 年 10 月から 44 年 3 月までの申立人に係る保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点で、申立期間①の保険料は納付可能であり、申立期間①の保険料を未納としたまま、43 年 10 月から 44 年 3 月までの保険料を納付するとは考え難い。

一方、申立期間②については、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳のいずれにおいても、申立人の被保険者資格記録は社会保険庁の記録どおり、昭和46年4月1日（平成16年12月6日に昭和46年3月1日に変更）に資格喪失し、61年4月1日に資格取得しており、その間に加入手続が取られた形跡は無く、未加入期間となっている。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の再加入手続、保険料の納付についての記憶が明確でないことから、保険料の納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間、50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 47 年 7 月に A 市に住所を移したが、それまでは、母親が B 町の納税組合を通して保険料を納付しており、一人でも未納者がいると補助金が削られ、組合に迷惑をかけるので、きちんと納付していたと思う。

A 市に移ってからは、妻が集金に来ていた C 銀行 D 支店の係員に依頼して、保険料はきちんと納付していたと思う。

このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②から④までについては、延べ 9 か月と短期間であるほか、この期間以降は 60 歳に至るまで保険料に未納は無く、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、当該申立期間については、A 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同市に転居した昭和 47 年 7 月分以降の納付書が発行されていることが確認できるところ、申立期間の前後及びその後の保険料の納付状況からすると、申立期間が未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び B 町が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和 37 年度と 38 年度（申立期間）については、当

初申立人と両親の3人とも申請免除期間となっていたが、37年度分は、3人とも昭和47年4月13日に追納し、申立期間については、母親のみ48年3月30日に追納しているが、申立人は47年7月1日にA市へ転入しており、申立人の申立期間の国民年金保険料を、当時B町に在住していた母親と一緒に追納したとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から7年12月31日まで
社会保険事務所の訪問調査により、平成6年2月1日から7年12月31日までの期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。

私は、役員であったものの、給与や社会保険関係の事務手続はすべて事業主が指示しており、私自身は関与していなかったため、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年12月31日）の後の8年2月15日付けで、標準報酬月額が6年2月1日にさかのぼって同年2月から7年9月までは8万円に、同年10月及び同年11月は9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、平成7年2月1日から代表取締役就任していることが確認できる。

しかし、申立人は、「当時は、当該事業所が経営していた店の広報及び宣伝の業務に就いており、代表取締役就任後は、営業や会社の資金繰りに駆け回っていた。給与関係や社会保険関係の事務手続は前代表取締役がすべて行っていた。」とし、標準報酬月額の減額処理には全く関与していな

かったとしている。

さらに、前代表取締役は、「社会保険関係担当者は自分自身であり、滞納保険料について、社会保険事務所の職員と話し合い、標準報酬月額の引下げに同意し、手続を行った。また、当該処理について、申立人には話していない。」としている。

加えて、申立期間当時の取締役であり、申立人と同様に標準報酬月額の引下げの処理が行われている者は、「標準報酬月額について、そのような処理が行われることは全く誰からも聞かされなかった。」旨証言している。

以上のことから、申立人は、当該標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年11月1日まで
私は、A社に昭和60年4月から平成5年10月まで勤務した。申立期間の給与は41万円であったが、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が8万円となっている。当時の給与を裏付ける給与明細書等は所持していないが、誤って記録されていると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年10月までは41万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年1月26日）の後の7年1月30日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額が遡及して訂正されており、申立人については、4年10月から5年10月までの標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成5年11月1日に厚生年金保険の被保険者でなくなっていることが確認できる上、申立人は当時、A社B営業所の総務部長であったが、給与計算及び社会保険関係の業務は、本社で行っていたとしているところ、本社の経理担当者も、当該業務は本社で行っており、申立人は関与していなかったことを認めている。

さらに、平成14年12月にA社は解散しており、申立人に係る人事関係資料も無いことから、申立期間当時の標準報酬月額を訂正・取消処理する理由等については、確認できない。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成4年10月から5年3月までの標準報酬月額を36万円、同年4月から同年10月までの標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年7月30日から平成5年11月1日まで
私は、昭和60年7月30日に給与50万円の約束でA社にセールスマンとして入社し、平成5年10月まで勤務した。申立期間の標準報酬月額について確認したところ、社会保険庁の記録では8万円から36万円となっており納得できない。申立期間当時の給与を裏付ける給与明細書は所持していないが、誤って記録されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間のうち平成4年10月から5年10月までについては、当初、4年10月から5年3月までが36万円、同年4月から同年10月までが50万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年1月26日）の後の7年1月30日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額が^{そきぎゅう}遡及して訂正されており、申立人については、4年10月から5年10月までの標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成5年11月1日に厚生年金保険の被保険者でなくなっていることが確認できる上、申立人は当時、A社B営業所のセールスマンとして勤務していたとしているところ、本社の経理担当者は、給与計算及び社会保険関係の業務は、本社で行っており、申立人は関与していなかったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間のうち平成4年10月1日から5年11月1日までについて有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年10月から5年3月までは36万円、同年4月から同年10月までは50万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち昭和60年7月30日から平成4年10月1日までについて、社会保険庁の記録によると、申立人の標準報酬月額^{そきゅう}は、遡及して訂正が行われていることも無く、特に不自然な点はみられない。

また、本社の経理担当者は、「給与体系について、セールスマンは固定給に加え歩合給の支給があったが、当該事業所では、歩合給は厚生年金保険の標準報酬月額を決定する際の対象としていない。」と回答している。

さらに、平成14年12月にA社は解散していることなどから、当該期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和60年7月30日から平成4年10月1日までについて申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年10月から44年10月までは6万円、同年11月から45年7月までは7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から45年8月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、A社本社において昭和43年10月1日資格喪失、同社C支社において45年8月1日資格取得となっており、申立期間が空白となっている。

A社には、昭和29年3月に入社してから、平成10年7月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずだから申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の人事記録、雇用保険の記録、申立期間当時の同僚の証言及び申立人の人事異動に関する説明から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和45年8月1日の社会保険事務所の記録から43年10月から44年10月までは6万円、同年11月から45年7月までは7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主が納付する義務

を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年4月30日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成4年3月1日から5年4月30日までについて、社会保険庁の記録では標準報酬月額が8万円になっていることが分かった。

実際は44万円の報酬を受けていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年3月から5年3月までは44万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年4月30日）の後の6年4月6日付けで、申立人を含む7人の標準報酬月額が遡及して訂正されており、申立人の場合、4年3月から5年3月までの標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により取締役ではなかったことが確認できる上、申立期間に係る雇用保険の加入記録を有しているほか、複数の同僚は、「申立人は、当該事業所において仕入担当の課長であった。」としていることから、申立人が当該遡及訂正処理そききゆうに関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり44万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から58年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月から58年7月まで

私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間は未加入期間であるとの回答を得た。

A社が倒産した時に、会社の事務担当者が社会保険事務所に厚生年金保険被保険者資格の喪失手続きをしたはずである。

その後国民年金保険料の納付書がB市役所から送付され、その納付書で同市役所C支所に納付したので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳、B市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金被保険者記録は、昭和42年9月1日資格喪失、59年8月21日資格取得となっていることから、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立人は、A社を退職した後の国民年金加入手続については、自分では行っておらず、同社の事務担当者が行ってくれたのかもしれないとしているが、申立人の前後に同社を退職し、その後国民年金に加入している複数の同僚に照会したところ、5名の同僚から回答を得たが、いずれの同僚も同社退職後の国民年金加入手続は自分で行ったとしており、同社の事務担当者が退職者の国民年金加入手続を代理で行っていたとは考え難い。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの期間及び60年7月から平成10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から47年3月まで
② 昭和60年7月から平成10年3月まで

私の国民年金保険料については、妻が毎月600円から1,100円を納めていたと言っており、保険料の納付に関して市から督促を受けたことは一度も無い。

納付に関する督促が無かったということは、保険料を納めていたということではないのか。

特に、申立期間①のうち、妻が厚生年金保険に加入していない昭和42年3月から43年5月までの期間と45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料が納付されていないのはおかしい。

申立期間の国民年金保険料が、未納となっていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、600円から1,100円ほどの国民年金保険料を毎月納付していたと述べているが、申立期間①及び②で当該金額に該当する保険料額は無い。

また、申立期間はいずれも長期間である上、申立人及び国民年金保険料を納付したとする申立人の妻において、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年2月16日に払い出されていることから、この時点では、申立期間①のうち申立人が特に主張した

42年3月から43年5月までの期間を含め、大部分が時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人の妻も、申立人と連番で同日に手帳記号番号が払い出されていることから、42年3月から43年5月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間に当たる。

加えて、妻と一緒に保険料を納付していたとしている昭和45年4月から47年3月までの期間においても、45年4月から46年3月までの期間は妻も国民年金保険料は未納となっている。

このほか、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納めたとする申立人の妻も保険料の金額以外は具体的な記憶が無い上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの期間（うち、昭和36年4月から37年3月までの期間、39年7月から40年3月までの期間及び同年10月から41年3月までの期間を除く。）、48年7月から49年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和37年4月から39年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和6年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和36年4月から44年3月（うち、昭和37年4月から39年6月までは重複納付。また、36年4月から37年3月までの期間、39年7月から40年3月までの期間及び同年10月から41年3月までの期間を除く。）まで
② 昭和48年7月から49年3月まで
③ 昭和56年4月から57年3月まで

私の国民年金の記録によると、昭和48年4月から同年6月までの3か月の保険料は納付されているものの、46年6月から49年3月（昭和48年4月から同年6月までの期間を除く。）までの期間と55年4月から57年3月までの期間が未納となっている。

しかし、国民年金保険料を納めた領収書が見付かり、これによると昭和36年4月から44年3月までの期間、48年7月から49年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間は保険料を納めたはずなので、未加入及び未納となっていることに納得できない。

さらに、私には基礎年金番号とは別の番号があり、保険料を重複納付した期間があった。この重複納付した期間について社会保険事務所は、平成3年5月に還付したと説明しているが、私は還付金を受け取った覚えは無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までに係る「納付書・領収証書」（以下、「納付書」という。）は、いずれも過年度の国民年金保険料を納付する場合のもので、金融機関、郵便局又は社会保険事務所で納付しなければならないが、当該納付書の領収欄には個人名が記載されている。

また、申立期間①に係る納付書は「附 18 条」に丸が付されていることから第2回特例納付に使用するものであるが、申立期間に相当する保険料額と一致しないほか、申立期間に特例納付できない申請免除の期間が含まれている（なお、当該期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年7月から40年3月までの期間は第3回の特例で、37年4月から38年3月までの期間は同年4月30日に、同年4月から39年3月までの期間は同年1月25日に、同年4月から同年6月までの期間は40年3月25日に納付されている。）。

さらに、申立期間②及び③に係る納付書の領収年月日は、現年度内の日付となっているほか、申立期間②の領収金額は申立期間に納める保険料額と一致しない。

2 A町（旧B町）が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、昭和37年度の欄に「H3. 5.15 重複納入とのことで108,000円還付（27月分）」と記載されており、社会保険庁に記録されている還付金額及び決議日とも一致し、この記録に不自然さはみられない。

また、還付に係る事務処理が適正になされたことを疑わせる事情や還付記録の内容を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は重複納付した国民年金保険料の還付金を受け取っていないと主張しているが、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、昭和36年4月から44年3月までの期間（うち、昭和36年4月から37年3月までの期間、39年7月から40年3月までの期間及び同年10月から41年3月までの期間を除く。）、48年7月から49年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和37年4月から39年6月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年11月から15年10月までの期間、同年12月から16年1月までの期間及び同年5月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月から15年10月まで
② 平成15年12月から16年1月まで
③ 平成16年5月から同年11月まで

交通事故に遭い、国民年金保険料の免除の手續に区役所に行ったが、社会保険庁の記録上申立期間は免除されたことになっていない。

当時、事故で自分が運転できないため、彼女（現在の妻）に車に乗せてもらって手續に行った覚えがある。

申立期間が免除になっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録にある申立人に係る平成14年4月1日の資格取得日、15年11月17日の資格喪失日、同年12月2日の資格取得日及び16年2月19日の資格喪失日については、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、いずれも同年10月8日が処理日となっているところ、同市では資格の取得・喪失手續がなされると、遅くとも1週間以内には電算入力処理をしていると説明していることから、上記の資格の取得及び喪失手續は、同年10月初旬に行われたものと考えられる。しかし、同年10月初旬の時点では免除の申請を年度を越えてさかのぼって行うことはできないことから、申立期間①及び②については、免除の申請手續は行われていなかったものと考えられる。

また、申立期間③を含め、申立人及びその妻の、免除申請手續に係る時期や状況に関する記憶も必ずしも明確ではない上、申立人は申立期間以外にも未加入及び未納期間がみられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月に就職したが、会社から国民年金の手続は自分でするようにと指示を受け、A 市役所で加入手続をした。

その時に受付の女性から、20 歳になった時から支払うものなので、さかのぼって支払うことが必要であると言われ、後日、2 か月か 3 か月分の保険料（約 2 万 5,000 円）を窓口で支払ったが、当時の私にとっては、結構大金だったのでとても驚いた。

その後の保険料は、毎月、市役所の窓口で納めた。

領収書は残っていないが、きちんと納めた記憶があるのに申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和 60 年 4 月に A 市で行ったと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳番号割振設定表によれば、同年 7 月 2 日に申立人の記号番号を含む記号番号が同市に払い出されている。

また、A 市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者資格については、新規取得が昭和 60 年 4 月 1 日、再取得が 62 年 4 月 1 日となっているが、その処理日は、いずれも同年 7 月 17 日となっていることから、同年 7 月ごろに加入手続が行われたものと考えられる。したがって、少なくとも 59 年 11 月から 60 年 3 月までの保険料について、申立人に納付書が交付されることは無かったと推認できる。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる

事情は見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月から60年3月まで
国民年金には、昭和50年5月ごろA市で加入手続を行い、同年5月1日から強制加入となり、保険料は平成7年9月まで納付していた。
しかし、社会保険事務所の担当者から昭和50年5月から60年3月までの保険料は一度も納付されていないと言われたが、そんなはずは無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和50年5月ごろにA市で行ったと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳番号割振設定表によれば、申立人の記号番号を含む記号番号は60年7月2日に同市に払い出されていることから、申立人が加入手続を行ったのはそれ以降であると考えられる。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の名簿は昭和60年10月8日に作成されたものと推認できる記載があり、その住所欄には、申立人が59年3月から61年8月まで居住していた住所が記載されている。

さらに、申立人が所持する年金手帳の住所欄にも、上記名簿と同じ住所が記載されていることから、申立人が加入手続を行ったのは昭和60年10月ごろと推認でき、申立人の50年5月1日の強制による資格取得は、加入手続の際にさかのぼって取得したものと考えられる。

加えて、申立人が加入手続を行ったと考えられる昭和60年10月ごろには、申立期間の大部分は時効により納付することはできない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から52年3月まで

私の義兄が、昭和39年4月ごろ私の国民年金の加入手続を行い、その後、保険料を納付してきてくれたと思う。

また、昭和51年2月に現在の住所へ引っ越してからは、自分で納付した。60歳になって初めて未納期間があることが分かり、納得がいかないので申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義兄が昭和39年4月ごろ申立人の国民年金加入手続を行い、その後、義兄が義兄、義姉、申立人の夫及び申立人の分の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているが、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳によると、申立期間当時、申立人を除く3名は、41年1月から52年3月までは申請免除の記録となっており、この免除期間のうち、42年8月から52年3月までの保険料は同年8月19日に追納されている上、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は同年11月30日に払い出されていることから、申立期間当時に申立人の保険料が納付されていたとは考え難い。

また、申立人は、現住所に転居した後は申立人自身が保険料を納付したと主張しているが、自分で国民年金の加入手続をした記憶は無く、現住所に転居した後、納付書が送られて来るようになってから保険料を納付したとしているところ、A市が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、昭和52年4月の保険料が同年12月1日に納付されていることが確認できることからすると、申立人が自ら保険料を納付するようになったのは、現住所に転居した51年2月からではなく、52年12月からであると考え

られ、しかも、過年度納付をした事情も見当たらない。

さらに、申立人の加入手続及び保険料を納付をしていたとする義兄は既に亡くなっているため、申立期間当時の状況が不明であり、申立人の義兄及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年9月まで

私は、はがきか手紙か定かではないが通知があり、区役所の話では国民年金保険料を今だけ5年、10年さかのぼって納付することができるので、昭和52年11月ごろ夫と私の国民年金保険料約12万円を納付した。納付した場所は、銀行か区役所かよく覚えていないが、納付したのは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月ごろに、申立期間、50年10月から51年3月までの期間及び同年4月から52年3月までの期間の3期間に分けて国民年金保険料納付書を作成してもらい、同時期に申立期間の保険料も納付したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及び申立人が所持している領収書によれば、申立期間以外の保険料については同年11月及び12月に過年度納付されたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、いずれも申立期間の保険料は未納となっている上、申立人分と併せて納付したとする申立人の元夫も同様の記録となっている。

また、申立人は昭和52年11月ごろ保険料を納付したと主張しているが、その時点では申立期間は時効のため過年度納付することができず、特例納付の実施時期でもないため特例納付もできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 59 年 10 月までの期間、60 年 2 月から 62 年 5 月までの期間及び同年 9 月から 63 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から 59 年 10 月まで
② 昭和 60 年 2 月から 62 年 5 月まで
③ 昭和 62 年 9 月から 63 年 9 月まで

年金の保険料は必ず支払わなくてはならないものと認識しており、会社を退職し次の会社に勤める間には、国民年金と国民健康保険の手続を行い納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金の加入手続は昭和 63 年 12 月 20 日に行われており、その際、62 年 9 月 21 日にさかのぼって新規に資格を取得したとの記載がされていることから、申立期間①及び②については、国民年金に未加入の期間として取り扱われており、保険料を納付することはできない。

また、申立期間③について、申立人は「会社を退職するたびに国民年金の手続を行って保険料を納付しており、婚姻前の保険料は婚姻前に納付した。」と述べているが、国民年金の加入手続は昭和 63 年 10 月の婚姻後に行われていることから、婚姻前に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から52年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から52年12月まで

申立期間は厚生年金保険加入期間にもかかわらず、国民年金保険料を納付しており、その領収書を所持している。社会保険庁の記録では、還付金が支払われたことになっているが、私は受け取った記憶が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書により、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間は厚生年金保険に加入している期間として記載されているし、社会保険事務所が保管する還付整理簿にも、還付対象期間、還付金額及び還付事由について、還付決定日及び還付支払日とともに明確に記載されていて、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に保険料が還付されたことを疑わせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にも、昭和49年5月から52年12月までの国民年金保険料を還付したとの記載が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 47 年 7 月まで

申立期間は、A社（現在は、B社）に継続して勤務していたが、厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得できない。給与明細書は所持していないが、保険料が控除されていたと記憶しているので申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人がA社に勤めていたことを推認することはできる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社は、昭和 48 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、複数の元同僚は、「申立期間は、厚生年金保険には加入していなかった。昭和 48 年 8 月 1 日になって加入し、保険料を給与から控除された。」と証言しており、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）においても、同日より前の被保険者資格取得者は確認できない。

さらに、B社は、申立人に係る当時の人事記録等を保存していないとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 815 (事案 296 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から30年4月まで

A事業所に勤務した昭和29年4月から30年4月までの厚生年金保険の加入記録について、年金記録確認宮城地方第三者委員会に申立てを行いました。厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできないとして、平成20年10月17日付けで年金記録の訂正は認めないとの通知文を受け取りました。その後、当該事業所に勤務していた同僚の姓を思い出したため、その同僚に私が厚生年金保険に加入していたことを証言していただけるのではないかと考え、再申立てをした次第です。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和29年3月1日に資格取得抹消、同年7月1日資格取得、同日喪失の記録があり、当該事業所に在籍していたことは確認できるが、申立人から紹介があった経理担当の元同僚は既に死亡しており、このほかに証言を得ることができる同僚がおらず、申立人の勤務形態や在籍期間を確認できる証言を得ることができないこと、当該事業所は平成9年4月28日に解散しているため、人事記録、賃金台帳など保険料の控除を確認できる関係資料が無いことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと当委員会は決定し、同決定に基づき申立人に対し、20年10月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、同僚の姓を思い出したとして再申立てを行ったが、当該

事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には当該同僚と同じ姓の氏名は記載されておらず、また、居住地も不明で連絡が取れない状況にあることから、申立人の勤務形態や厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで
② 昭和 32 年 3 月 15 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 5 日までの期間、A 社に勤務したが、申立期間①が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。申立期間①当時、会社の指示で社員の健康保険料、厚生年金保険料及び失業保険料と考えられる保険料を、B 職業安定所で納付した記憶がある。

また、昭和 32 年 3 月 15 日からは C 社（現在は、D 社）に勤務したが、厚生年金保険の加入は同年 7 月 1 日からとなっており、申立期間②が未加入期間となっていることに納得できない。入社した同年 3 月中に健康保険証を受領したと記憶している。

これらの申立期間は、それぞれの会社に勤務していたのは間違いないので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、D 社が保管する人事記録カードの履歴欄に、A 社に入退社したことが記録されていることから当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 31 年 2 月 1 日であることが確認できる。

また、昭和 29 年 9 月に当該事業所に入社した元同僚は、「昭和 31 年 2 月から厚生年金保険に加入したので、申立人も一緒に加入したと思う。」と証言している。

さらに、申立期間当時の健康保険及び厚生年金保険に係る事務はE県が行っており、申立人が主張する職業安定所は制度上、厚生年金保険の事務を取り扱っていなかった。

加えて、当該事業所は昭和 36 年 9 月に解散していることから、申立人が申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料は無い。

申立期間②について、D社の人事記録カードにより、申立人は申立期間において臨時社員として当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人の被保険者資格取得日が昭和 32 年 7 月 1 日とされており、社会保険庁の記録と一致する。

また、当該事業所では申立期間当時は「厚生年金保険には準社員となっ
てから加入させ、臨時社員は加入させていなかった。」と回答しており、
上記人事記録カードに記載されている申立人が準社員となった日と厚生年
金保険被保険者資格取得日は一致するほか、申立人と同時に準社員となっ
た同僚 5 名も申立人と同日で厚生年金保険被保険者となっていることが確
認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除に
ついて、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 14 日まで

私は、昭和 41 年 3 月 15 日から 42 年 3 月 14 日までの 1 年間、A 事業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録では資格喪失日が 41 年 4 月 1 日となっており、同日から 42 年 3 月 14 日までは加入記録が確認できない。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 庁（当時）が保管する人事関係の資料及び当時の同僚の証言により、申立人が申立期間において A 事業所に勤務したことは確認できる。

しかし、C 共済組合に確認したところ、申立人は、昭和 41 年 3 月 29 日から 44 年 6 月 20 日まで D 共済組合に加入しており、B 庁の作成した申立人の履歴書においても 41 年 3 月 29 日に E 事業所に勤務した記録が確認できる。

また、A 事業所における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、不自然な訂正箇所は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月21日から同年8月1日

私は、昭和21年11月から52年7月までA社に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録照会回答票によると、同年7月は厚生年金保険に加入していないことが判明した。

A社は経営が芳しくなく、昭和52年7月に希望退職者を募り、私は同年7月31日をもって退職したので、同年7月21日の資格喪失は納得できない。よく調べていただき、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めて、年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している従業員名簿によると、申立人が希望退職により、昭和52年7月20日に退職した旨の記載があり、当該退職日は雇用保険の離職日と一致している。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和52年7月21日に被保険者資格を喪失し、同年7月26日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、当時の同僚は連絡が取れず、在籍期間等について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。